

平成28年(行)第1号 選挙無効請求事件 判決要旨

- 1 投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。したがって、国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り、それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても、憲法に違反するとはいえない。
- 2 参議院議員の選挙であることから、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいとはいえない。本件選挙当時の選挙区間における最大較差1対3.08は、平成27年の公職選挙法の改正の結果、前回の平成25年に施行された参議院議員選挙当時の最大較差1対4.77に比べて大幅に縮小したが、投票価値の平等の重要性に照らすと、なお違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態にあったといわざるを得ない。
- 3 しかし、国会は、累次の最高裁判所の判決の指摘を受けて、較差の是正に向けた取組を継続し、平成27年の法改正により、都道府県を単位とした選挙区の定数設定を一部改めて合区を導入するなどし、選挙区間の最大較差を大幅に縮小させたほか、次回選挙に向け、引き続き選挙区間における較差の是正等を考慮して選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行うこととしている。このような経緯に照らすと、合区の導入などを始めとする選挙制度の見直しは着実に進行し、それに伴って投票価値の看過し得ない程度の不均衡も解消の方向にあり、本件選挙までの間に上記程度の投票価値の不平等状態が解消されなかつたとはいえ、国会における是正の実現に向けた取組は、司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の在り方として相当なものでなかつたとは認められない。
- 4 したがって、本件選挙における定数配分規定が憲法に違反するに至っているとは認められない。

以上